

問題データベースの管理と運用組織の構築 —法的知識理解度確認システムを例として

富 崎 おり江

択一問題は、一定の法的な基本知識が習得されているかどうかを確認する方法として定評があり、司法試験の一部で使われている。名古屋大学法科大学院では「法的知識理解度確認システム」を開発し、司法試験の択一試験の過去問題を自習や課題で解ける環境を提供した。学生には解説と正答率を提供する。教員には個別の成績、正答率、成績集計データを提供する。このような理解度データを提供し続けるためには、問題データベースに毎年司法試験に出題された新規問題とその問題の解説を追加しなければならない。さらに新しい判例や法律改正により既存問題についても見直しが必要である。このような作業を教員だけで担うのは大きな負担である。そこで管理組合を立ち上げることになった。

本稿では法的知識理解度確認システム「学ぶ君」問題データベース著作権管理組合の管理のもと、どのように問題データベースの更新作業を行い品質管理してきたのかを報告する。

1. はじめに

法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムにおいて2004年度に選定された「自分の技量を随時確認できる多様な環境構築プロジェクト」(単独申請)ではICTを活用した5つの要素プロジェクトを展開した。要素プロジェクトとは、具体的には、①「お助け君ノート」(一部の法律基本科目について授業と同時平行レデジタルビデオ録画を行うシステム)、②「法的知識理解度確認システム」(ウェブ上で択一問題を出题するシステムを開発し、学生の理解度データを提供するシステム)、③「文書作成技能確認システム」(文書作成、口頭発表能力の習熟度情報を提供するシステム)、

④「Study Group 支援システム」(クラスや学年を超えて「協同して学ぶ」環境をウェブ上に提供するシステム)、⑤「学生用 e-portfolio」(学生が自分の多様な学習内容を記録し、自己研鑽に生かすシステム)の5つから構成される。本稿では、5つの要素プロジェクトのうち2番目の「法的知識理解度確認システム」の問題データベースの管理・運用について述べる。

2. 法的知識理解度確認システムとは

名古屋大学では、当初、WebCTという教育支援システムをベースにし、予習・復習用の択一問題を出題するシステムを一部の科目で稼働させてきた。しかし、教員は操作説明会を開催しても WebCT の操作になじめなかった。そこで、このシステムのコンセプトを継承しながら、新たな択一問題を出題するシステムを開発することになった。法的知識理解度確認システム(通称:学ぶ君システム)である。学生が自分の法的専門知識の習得レベルを確認できる環境を提供した(図1)。本システムにより、学生はこのシステムを予習・復習の中で繰り返し使うことによって、自身の理解度・到達度を随時確認することができる。自らの相対的な習熟度についても確認できるよう、他の学生の到達度に関するデータも提供した。さらに、主要な法分野のそれぞれについて大量の択一式問題を用意し、キーワードによる検索によって問題を出題する機能も搭載した(図2)。この機能によって、学生は、自身が苦手だと思ふ法分野あるいは教員が繰り返し学習させたいと考える法分野(たとえば、民法の中の物権法、さらには物権変動理論)について、多様な問題パターンを経験することが可能になった。学生は、このシステムの利用を通し自身の当該法分野の基本的な法知識の理解度を把握することができる。教員には問題別の成績、正解率、成績集計データを提供した(図3)。これにより学生別の理解度だけでなくクラスおよび学年の全体的な理解度を把握することができる。理解不足の分野については再度説明するなど授業計画に役立てることができる。

本システムはその利用が本校枠内に限定されないように設計し、2007年から他大学にも提供してきた¹⁾。

1) 千葉恵美子, 松浦以津子, 富崎おり江, 小村道昭, 松浦好治 法科大学院教育における理解度確認システム(学ぶ君システム)の開発—法的知識・法的分析・推論能力の向上を目的として—メディア教育研究, 第4巻2号(頁:1-6), 2008年。

テスト受験		
番号	講義科目名	テスト条件
4665	2015ITガイダンス 第1回 学ぶ君利用の練習	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開始時間: 08:00 - 10:00 時間制限なし ■ 受験可能回数: 無制限 今回3回目の受験です ■ 結果の通知: 提出後すぐ ■ 複数受験時の得点: 最高点
<p>※テストを提出する際、以下の「メモ」の内容は保存されません。問題を解く際のメモやマージングなどにご自由に利用ください。</p>		
問題		配点
<p>問1 憲法が、基礎的な地方公共団体と包括的な地方公共団体からなる2段階構造を保障しているか否かについては、議論がある。これを肯定する立場は、憲法が、制定当時の地方制度、すなわち市町村と都道府県からなる地方制度を前提にして地方自治を保障したことを尊重するものであるが、この立場からしても、都道府県より更に広域の道州のような自治組織を設けることは、必ずしも、憲法に違反すると解すべきことにはならない。</p> <p>回答: ○ ○ ○ ×</p> <p>メモ: <input type="text"/></p>		1点
<p>問2 Aはその所有する甲不動産につきBとの売買契約を締結したが、B名義の登記が經由されないうちに、さらに甲不動産につきCと売買契約を締結した。この場合、甲不動産についてB名義の登記が經由されると、Cに甲不動産の所有権を得させるべきAの本来的義務は消滅する。</p> <p>回答: ○ ○ ○ ×</p> <p>メモ: <input type="text"/></p>		2点
<p>問3 Aはその所有する甲不動産につきBとの売買契約を締結したが、B名義の登記が經由されないうちに、さらに甲不動産につきCと売買契約を締結した。この場合、甲不動産についてC名義の登記が經由されても、BはCに対して甲不動産の所有権を主張できることがある。</p> <p>回答: ○ ○ ○ ×</p> <p>メモ: <input type="text"/></p>		1点

図1 「テスト受験」画面の一例

テスト	自習	個人設定							
自習									
<h3>自習用テストの自動作成</h3>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法カテゴリとキーワード</th> <th>問題形式/問題数</th> <th>正解率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 法カテゴリ <input type="text" value="憲法"/> </td> <td> <input checked="" type="radio"/> ○×問題 25 問 <input type="radio"/> 五択問題 5 問 </td> <td> <input type="radio"/> 選択なし <input type="radio"/> 正解率が70%以下 <input type="radio"/> 正解率が50%以下 <input type="radio"/> 正解率が30%以下 </td> </tr> <tr> <td> キーワード >>> キーワード一覧 <input type="text"/> </td> <td colspan="2"> <input type="button" value="自習用テストの作成"/> <input type="button" value="過去に間違った問題のみ出題する"/> </td> </tr> </tbody> </table>	法カテゴリとキーワード	問題形式/問題数	正解率	法カテゴリ <input type="text" value="憲法"/>	<input checked="" type="radio"/> ○×問題 25 問 <input type="radio"/> 五択問題 5 問	<input type="radio"/> 選択なし <input type="radio"/> 正解率が70%以下 <input type="radio"/> 正解率が50%以下 <input type="radio"/> 正解率が30%以下	キーワード >>> キーワード一覧 <input type="text"/>	<input type="button" value="自習用テストの作成"/> <input type="button" value="過去に間違った問題のみ出題する"/>	
法カテゴリとキーワード	問題形式/問題数	正解率							
法カテゴリ <input type="text" value="憲法"/>	<input checked="" type="radio"/> ○×問題 25 問 <input type="radio"/> 五択問題 5 問	<input type="radio"/> 選択なし <input type="radio"/> 正解率が70%以下 <input type="radio"/> 正解率が50%以下 <input type="radio"/> 正解率が30%以下							
キーワード >>> キーワード一覧 <input type="text"/>	<input type="button" value="自習用テストの作成"/> <input type="button" value="過去に間違った問題のみ出題する"/>								

図2 「自習用テストの自動作成」画面の一例



図3 「成績集計」画面の一例

3. 問題と解説の追加と修正作業

法的知識理解度確認システムの問題データベースの更新作業を説明する。毎年出題された司法試験問題とその解説を追加する作業が発生する。既存問題においては、法律の改正および新たな判決による問題修正を行う。既存問題の修正は毎年発生しており、修正数は表1である。

各法分野の担当教員がこれらの作業を行うのは負担が多すぎるため、司法試験受験者を対象にアルバイトを採用した。採用期間は司法試験（短答式試験）成績発表後から9月の論文式試験の合格発表までの期間である。リーダー（取りまとめ役）を採用し、リーダーを中心に作業を進める。作業の流れは表2である。法的知識理解度確認システムの問題データベースへの新規問題の追加作業と既存問題の修正を行う。

これらの作業を限られた人材でしかも品質の良い内容を維持するため、管理組合を立ち上げ管理することにした。

問題データベースの管理と運用組織の構築（富崎）

表 1 年度別問題データの修正数

実施年度	2014	2013	2012	2011
対象年度	司法試験2013年度 予備試験2013年度	司法試験2012年度 予備試験2012、2011年度 旧司法試験2005～1961年度	司法試験2011、2008、2007 旧司法試験2008、2007年度	司法試験2010、2009、2006 旧司法試験2010、2009、2006
憲法	7	65	36	63
行政法	11	0	9	29
民法	41	172	129	102
商法	5	17	56	39
民事訴訟法	6	8	125	76
刑法	6	90	35	41
刑事訴訟法	2	6	111	12
総会開催日	2014/9/10 第10回	2013/9/11 第9回	2012/9/12 第8回	2011/9/14 第7回

実施年度	2010	2009	2008	2007
対象年度	司法試験2009、2008 旧司法試験2009	司法試験2008、2007、2006 旧司法試験2008～1961年度	司法試験2007、2006 旧司法試験2006～1961年度	
憲法	8	12	655	
行政法	0	135	105	
民法	15	209	520	
商法	27	54	55	
民事訴訟法	0	12	569	
刑法	30	59	398	
刑事訴訟法	27	27	157	
労働法	28			
知的財産法			6	
総会開催日	2010/9/15 第6回	2009/9/30 第5回	2008/9/12 第4回	2008/3/3 第3回

表2 問題データベース更新作業の流れ

6月	①問題データベース作成のアルバイトをその年の司法試験短答式試験合格者を対象に募集する。リーダーによる説明会を行う。 ②リーダーは、アルバイトを募集している間に、司法試験および予備試験の短答式問題（多肢問題）のうち、重複している問題を除き、新規問題として採用できる問題を選ぶ。 ③既存問題については、事務局側が法的知識理解度確認システム上に 出題しておく。アルバイトで雇用した者が本システムにアクセスし、 出題された問題を解くことによりチェックするためである。 ④アルバイト決定後、リーダーが、新規問題の解説作成担当、既存問題の修正担当者を決め、事務局に報告する。 ⑤事務局より、アルバイト者に担当科目（新規・既存）等を伝える。
7～8月	新規問題担当者一問題文・解説作成、エクセルファイルに入力。 既存問題担当者一割り当てられた問題を解き、正誤および解説の不備が 無いか確認。
9月	リーダーによるチェック（新規・既存共に Excel ファイルで報告）
10～2月	各分野の担当教員に新規問題の解説と既存問題の修正の最終チェック （新規問題については12月末を、既存問題については翌2月末を締切 にしていた）
3月	新規問題を問題データベースにアップロード 既存問題の修正

4. 法的知識理解度確認システム「学ぶ君」問題データベース著作権管理組合

学生の法的知識の理解度の向上を図るために択一式問題のデータベースの作成・利用・改良・管理に関して共同して事業を営むことを目的とし、2007年3月15日に組合契約を締結した。本組合の事業は次のとおり。

- ①出資された著作権の管理、利用、改変
- ②本組合の方針に基づく新たな著作物の創作
- ③新たに創作された著作物上の著作権の管理・利用・改変
- ④組合財産を構成する著作権に係る著作物の改変により、新たに作出された著作物上の著作権の管理、利用、改変
- ⑤①～④に付帯関連する一切の業務

本組合の業務を執行するため総会、科目委員会及びデータ処理委員会、業務執行組合員、幹事を置いた。科目委員会は、組合員をもって構成されるものとし、当該組合員が出資する著作権の内容に従って以下の科目委員会を設置した。

- 一 憲法委員会
- 二 行政法委員会
- 三 民法委員会
- 四 商法委員会
- 五 民事訴訟法委員会
- 六 刑法委員会
- 七 刑事訴訟法委員会
- 八 知的財産法委員会

科目委員会は総会の業務執行の決定に基づき、所属する組合員が作成・改変する著作物について、作成・改変の範囲・時期・量などを決定する。

本組合の監修のもと、他の法科大学院にも法的知識理解度確認システムの利用を提供してきた。利用校が一番多かったのは2009年度の17校であった。これまでの利用校を下記に示す。

愛知学院大学法科大学院
金沢大学法科大学院
熊本大学法科大学院
信州大学法科大学院
青山学院大学法科大学院
静岡大学法科大学院
大東文化大学法科大学院
中央大学法科大学院
東海大学法科大学院
東洋大学法科大学院
同志社大学法科大学院
南山大学法科大学院
北海学園大学法科大学院
名城大学法科大学院
明治大学法科大学院
國學院大學法科大学院
獨協大学法科大学院

5. まとめ

3節と4節で述べたように法的知識理解度確認システムで利用する問題データベースの管理と運用組織の構築をしてきたが、平成27年度をもって本システムのサービスを終了することになった。これに伴い法的知識理解度確認システム「学ぶ君」問題データベース著作権管理組合も解散した。

このような結果になった原因は全国の法科大学院入学者の急激な減少が大きく影響した。具体的には、一番入学者数の多かった平成18年度の5,784人²⁾を数えた全国の法科大学院入学者は、平成23年度3620人、平成24年度3150人、平成25年度2698人、平成26年度2272人、平成27年度2201人³⁾と激減した。本システムのサーバ利用料金、保守およびアルバイトを含む事務局運営費は毎年発生する。本システムを他大学に提供し、利用校から徴収した利用料金で運用経費をまかなっていた。法科大学院入学者の激減により募集停止する利用校や募集停止まではいかないまでも定員削減する利用校がでてきた。この影響から利用校から徴収できる金額が減少し、本システムの運用経費をまかなえなくなり、終了せざるを得なくなった。

<付記>

本稿4節の法的知識理解度確認システム「学ぶ君」問題データベース著作権管理組合は千葉恵美子先生が中心となって立ち上げた組合である。学ぶ君システムの他大学提供においても尽力された。千葉恵美子先生には、筆者が同じ研究科内において多くのご指導を賜った。ご退職をお祝い申し上げると同時に、ご指導に深く感謝申し上げる次第である。

2) 平成18年度法科大学院入学者選抜実施状況の概要—文部科学省 <http://www.moj.go.jp/content/000004412.pdf> (2016/7/26 参照)

3) 文部科学省各法科大学院の入学定員及び実入学者数の推移 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/_icsFiles/afieldfile/2015/07/15/1359973_04.pdf (2016/7/21 参照)